○国土交通省告示第千三百六十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十二月二十五日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

影倉川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮城県亘理郡山元町坂元

字荷駄場四　一番一　一号及び十八号

字上山　一番八〇　二号から五号まで

一番八二　六号から八号まで

一番七九　九号

一番二〇五　十号

一番二〇六　十一号及び十二号

字影倉一　二番一八　十三号から十七号まで

○国土交通省告示第千三百六十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十二月二十五日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

仲沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

茨城県桜川市真壁町下小幡

字丑の町　八九四番二　一号

字反町　四一三番一　二号から六号まで

四一三番二　七号及び八号

字川子田　四三二番一　地先道路敷　九号

字宮下　八二六番一　地先道路敷　十号

字五反田　一番四　十一号から十四号まで

三番二　十五号から十七号まで

○国土交通省告示第千三百六十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十二月二十五日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

沢尻沢及び西東原沢

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

長野県北安曇郡白馬村大字北城

字宮裏　一八五七八番及び一八五七九番

一八五八〇番イ及び一八五八〇番ロ

一八五八二番及び一八五八三番

一八五八五番から一八五九七番まで

字タナリ　一八五八一番

一八五八四番イ及び一八五八四番ロ

一八五九八番から一八六〇〇番まで

一八六五三番から一八六五六番まで

一八六五七番から一八六六五番まで

一八六六六番イ

一八六六六八番及び一八六六六九番

一八六六六六番ロ

一八六六七番

一八六七〇番から一八六八一番まで

一八六八三番ロ

一八七一七番から一八七二四番まで

一八七二八番

一八九二五番から一八九三四番まで

一八九三五番一及び一八九三五番二

一八九三六番から一八九三八番まで

一八九四〇番

一八九四一番イ及び一八九四一番ロ

一八九四二番

一八九四三番イ及び一八九四三番ロ

一八九四四番及び一八九四五番

一八九四六番イ及び一八九四六番ロ

一八九四七番

一八九四八番一及び一八九四八番二

一八九四九番から一八九五九番まで

一八九九二番ハ及び一八九九二番ニ

一八九九三番イ及び一八九九三番ロ

字前林　一八九三九番

一八九六九番から一八九九〇番まで

一八九九一番イ及び一八九九一番ロ

一八九九二番イ及び一八九九二番ロ

一八九九四番及び一八九九五番

字外林　一八九九六番

字赤坂頭　一九四四一番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県北安曇郡白馬村大字北城

字宮裏　一八五六六番　一号

一八五七三番　二号

字タナリ　一八六〇〇番　三号

字三本木　一八七二二番　四号

一八七三一番一　五号

字堂地　一八七二七番　六号

字宮脇　一八五五二番　七号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県北安曇郡白馬村大字北城

字板取久保　一八八七九番　一号

一八九六二番ロ　二号

一八八八四番　七号

字前林　一八九七一番　三号

字赤坂　一八九二五番　四号

一八九二四番　五号

一八九二三番　六号

○国土交通省告示第千三百六十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十二月二十五日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

鳥羽の尾川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

三重県津市美里町平木

字金銅洞　一〇六五番

一〇六五番一

一〇七三番二から一〇七三番四まで

一〇七四番

一〇七四番一

一〇七五番から一〇七八番まで

字鳥羽の尾　二四六番

二四八番

二六五番一

二六七番

二七〇番

二七二番

二七六番

二七七番一から二七七番三まで

二八二番から二八四番まで

二九〇番

三〇七番

二四〇番

二四〇番一

二四三番一から二四三番三まで

二四四番

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

城立川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地（昭和三十七年建設省告示第三千二百三十六号で指定した土地の区域を除く。）

三重県津市白山町福田山

字滝谷　八八〇番二

八八〇番四

八八二番二

八八三番四及び八八三番五

八八三番八

八八三番一一

八八四番二

九一一番一二

九一四番一

九一五番

九一五番一及び九一五番二

九一八番二

九一九番二

字上出